

令和2年度第2回山形市・上市市・天童市・山辺町・中山町  
福祉有償運送運営協議会 会議録

日 時:令和3年2月8日(月)  
10:00~10:55  
場 所:山形市役所11階 大会議室

■出席者

○構 成 員【出席者10名】

川田会長<<山形市生活福祉課>>  
鈴木副会長<<上市市健康福祉課>>  
関澤構成員<<山形運輸支局>>  
海老原構成員<<山形県腎友会>>  
石川構成員<<山形県ハイヤー協会>>  
岡崎構成員<<山形県ハイヤータクシー協会>>  
遠藤構成員<<山形地区ハイヤー協議会>>  
中川構成員<<全国自動車交通労働組合連合山形県支部>>  
齋藤構成員<<山形地区福祉有償運送実施団体連絡会>>  
柏倉構成員<<中山町健康福祉課>>

【欠席4名】

松木構成員<<中山町民生児童委員協議会>>  
遠藤構成員<<全国自動車交通労働組合連合会山形地方本部>>  
加藤構成員<<天童市社会福祉課>>  
阿部構成員<<山辺町保健福祉課>>

○事 務 局【3名】山形市生活福祉課 阿部補佐、加藤係長、北郷主任

○市町担当者【4名】奥村副主幹<<上市市健康推進課>>、早川補佐<<天童市社会福祉課>>、  
笹原主任<<山辺町保健福祉課>>、西塔主事<<中山町健康福祉課>>

■傍 聴 3名

■会 議(進行:山形市生活福祉課 阿部補佐)

1 開 会

定刻午前10時に開会

2 議長選出

運営協議会設置要綱第7条第1項の規定に基づき会長が議長となり議事を進行。

構成員14名中、出席者10名、欠席4名で要綱第7条第2項の規定に基づき過半数の出席があることから運営協議会が成立することを確認。

3 報 告

(1)、(2)、(3)、(4) あわせて報告

**(1) 福祉有償運送の登録状況等について**

令和2年第1回運営協議会以降の登録及び軽微な事項の変更について、資料に基づき説明

**(2) 運送主体等の状況について**

各運送主体の状況を報告（前年度下期及び今年度上期対比）

**(3) 福祉有償運送実績について**

各運送主体の実績を報告（平成27年度～令和2年度上期までの過去5年間の上期と下期）

**(4) 新規申請者の登録状況について**

各市町における利用登録の状況を報告（令和2年度上期）

《質疑等》

なし

**4 協 議**

**(1) 新規登録団体の条件適合に係る協議について**

事務局より当日配布資料で説明。

**① 医療法人社団 清永会**

《質疑等》

なし

《結果》

協議が調ったものとして合意

**(2) 更新登録団体の条件適合に係る協議について**

事務局より当日配布資料で説明。

**② 社会福祉法人 愛泉会**

《質疑等》

なし

《結果》

協議が調ったものとして合意

**(3) 料金改定申請団体の条件適合に係る協議について**

事務局より当日配布資料で説明。

**③ 生活協同組合 共立社**

《質疑等》

なし

《結果》

協議が調ったものとして合意

**(4) 協議会の運営に係る協議**

**① 来年度の構成員について**

事務局／令和2年度第1回の運営協議会の際に、日本 ALS 協会山形県支部に代わる構成員の候補について、事務局において考え方を整理し、運営協議会で提案することとしておりました。

事務局で検討した結果としまして、山形地区の社会福祉協議会を構成員に加えることを提案します。その理由としましては、昨今、道路運送法第79条の登録を要しない様々な福祉分野の移送サービスが生まれており、今後、そのようなサービスの視点を踏まえた意見が運営協議会に必要となってくることから、福祉分野に精通している社会福祉協議会を構成員として加えることとしました。なお、庄内地域や置賜地域の運営協議会でも社会福祉協議会が構成員となっております。

これにあたっては、現在、構成員である「山形地区の民生委員・児童委員」と同様に、3市2町の持ち回りで出席いただくか、それとも代表的な市の社会福祉協議会とするかなど検討課題があります。各市町によって社会福祉協議会の規模が異なりますので、現在、3市2町に内々で構成員を受けられるかどうか検討いただいているところです。本日は、このような段階ですが、最終的な部分は事務局に一任いただき、構成員選任の考え方についてご承認いただければと考えております。

もう一つ、令和2年度第1回運営協議会で事務局が考え方を整理し運営協議会で提案することとなった、学識経験者を構成員として加えることについてです。現時点では、山形市でも他の協議会で関わりのある某大学の教授を務めていらっしゃる方が有力ですが、運営協議会として負担金を徴収していないため財源がなく、謝礼や交通費を支給することが出来ないことから構成員として加えることは難しいと考えております。その他、東北運輸支局の紹介制度等により山形県内の方を探しましたが、いらっしゃいませんでした。

以上のことから、この度は学識経験者を構成員に加えることは難しいと考えます。ただ、その代替として、要綱第7条第5項第3号に「学識経験者」を明記することを提案します。これにより、運営協議会で問題が起きた場合などにより相談できる体制を作ることができると考えております。

#### 《質疑等》

なし

#### 《結果》

異議なく承認され、調整等については事務局に一任

#### ② 設置要綱の改正について

事務局／資料8-2の新旧対照表をご覧ください。向かって右側が現行、左側が改正後の案となり、下線部が改正箇所になります。それでは、改正する条項を中心に説明いたします。

第4条について、現行では協議事項としておりますが、今後は所掌事項とし、(2)を新たに追加しています。これは、令和元年度第1回運営協議会で決定し、一昨年10月1日から各市町が運営協議会の業務として実施している、統一登録申請書による利用登録の可否を決定する業務について規定したものです。

第5条について、構成員を規定しておりますが、先ほど提案させていただいたとおり、日本 ALS 協会山形県支部に代わり、山形地区の社会福祉協議会としています。

第7条（会議）第5項について、こちらも先ほど説明させていただいたとおり、改めて第3号に「学識経験者」を招集できることを明記しています。

第9条（書面等による協議会の開催）について、これは新たに追加した内容になります。新型コロナウイルス感染症などにより、集まって会議を行うことが困難である場合、書面によって協議会を開催できることを改めて規定し、決議については、第7条第3項の規定を準用していきます。

第10条（事務局）について、これまでは山形市が事務局と規定されていましたが、先の第4条第2号の規定を追加したように、令和元年10月1日から3市2町で利用登録の可否に係る業務を行っているため、3市2町を事務局とします。ただし、山形市ではこれまでどおり協議会開催等の庶務を担うこととします。

第12条について、これは新たに追加した内容であり、主に協議会に関する諸問題等を整理するために幹事会を規定したいと考えます。幹事会の活用の例として、協議会で何か問題が発生した場合に何名かの構成員から成る幹事会で解決案を考え、それを運営協議会に諮り決定していくことなどが想定されます。以前も要支援者の利用要件の問題があり、これを解決するのに3年以上掛かりました。今後は幹事会を置くことにより問題等が発生した場合でも構成員の意見が反映されやすくなることや、スピード感をもって問題に対処することができると考えます。なお、幹事会の委員については、その案件の都度会長が指名することとし、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聴くことができるなど柔軟なものにしていきます。

なお、この要綱は令和3年4月1日から施行するものとします。

最後に、この要綱は、現在、山形市総務課法令係で文言等について文書審査中であります。恐れ入りますが、今後、軽微な文言等の修正がある場合には事務局に一任いただき、本日は内容等についてご承認いただきたいと思いますと考えております。

### ③ 利用登録に係る要領の制定について

事務局／資料8-3をご覧ください。これは、先ほどの協議会設置要綱第4条第2号福祉有償運送の利用登録の可否の決定に関することについて具体的に定めるものです。本要領を制定する理由としましては、令和元年度第1回運営協議会で決定した内容を公文書として示すことで、後任の担当者等に業務を確実に引き継ぐとともに、今後とも適正な福祉有償運送の利用に寄与するというものです。

具体的には、第1条は目的です。

第2条は、特に第2項に令和元年第1回運営協議会で決定した要支援者の利用要件を明記しています。第3項は要支援者よりも更に判断が難しい基本チャックリスト該当者の取り扱いについて記載しています。

第3条は、統一登録申請書（別記様式第1号）で申請を行うことや、新規利用者の住民登録がある3市2町いずれかに申請書を提出することなどが明記されています。

第4条は、利用決定・非該当の場合の通知の仕方等について記載し、第5条については運送団体が作成する道路運送法施行規則に規定する旅客名簿に記載する者について規定しています。

第6条、第7条については記載のとおりです。

この要領については、当運営協議会が定めた事項を明記しているほか、道路運送法施行規則や国のマニュアル等と鑑みながら事務処理等を行っていく必要がある事項をまとめています。

なお、この要綱は令和3年4月1日から施行するものとします。

最後に、こちらにつきましても、現在、山形市総務課法令係で文書審査中であり、今後、軽微な文言等の修正がある場合には事務局に一任いただき、本日は内容等についてご承認いただきたいと考えております。

#### 《質疑等》

関澤構成員／利用登録に係る要領について、登録団体から利用の可否について不服申し立てがあった場合はどうするのでしょうか。

事務局／不服申し立てについては、市の総務課法令係に、運営協議会自体が任意団体であり、利用決定及び却下については行政処分としないことから不服申し立ての条項は必要ではないことを確認しております。

また、利用却下通知書である様式第4号の下部に申請者に対し、「今後、身体状況が変わった場合には再度申請することが可能です。再度申請する場合は利用予定の運送実施団体に統一登録申請書及び同意書をご提出ください。」と一文入れていますので、それにより対処したいと考えております。

#### 《結果》

②及び③について異議なく承認され、要綱等の文言の軽微な変更等については事務局に一任

## 5 その他

### (1) 次回協議会の開催について

事務局／来年度、2団体が令和3年度の秋に更新時期を迎えますので、更新時期に合わせて協議会の開催を予定しております。具体的な日程等については、改めて事務局よりご案内を差し上げます。

### (2) 来年度以降の事務局の体制について

事務局／令和3年度から山形市の福祉有償運送業務担当が生活福祉課から同じ福祉推進部である長寿支援課に移管されることになりました。山形市の担当課が移管となりますが、構成員の皆様からは引き続き当運営協議会の運営にご協力を賜りますようお願いいたします。

議長／事務局の体制としては今まで通り対応できるようにしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

### (3) その他

#### 《質疑等》

齋藤構成員／道路運送法のなかで自家用有償運送に関わる制度が変わったと聞いていますが、詳しいことが分からないので、福祉有償運送実施団体に対してこの度の改正について、説明を受ける機会を設けていただきたい。

関澤構成員／事務局からも昨年の法改正について説明がありましたが、昨年の11月27日付で法改正がありました。今年度の下半期に県内4地域で福祉有償運送運営協議会が開催されますが、今週の金曜日に開催される庄内地域においては説明の要望がありましたので、私が説明する予定です。書面開催された最上地域においては、協議結果のなかで改正の内容について教えてもらいたいと意見があったところです。置賜地域においては、説明の時間は設けませんでした。次回の協議会の際に説明をさせていただきたいと話をしたところです。従いまして、タイミングは逸してしまうかもしれませんが、本協議会においても説明の時間を設けさせていただきたいと思います。福祉有償運送に関しましては若干の変更はありますが、大きな枠での大転換のようなものはございません。旅客の範囲の細分化や、いままでは変更届け出で対応していた旅客の範囲が追加される場合は変更登録が必要となるということです。以上、情報提供です。

齋藤構成員／旅客の範囲の変更が、いままでは軽微な変更で済んだわけですが、変更があった場合は運営協議会の合意が必要になると聞いております。次回の運営協議会は秋になるということでありましたが、それまでの間に旅客の範囲に変更がある場合は、秋まで利用者に待っていただくことになるのでしょうか。

関澤構成員／今回の運営協議会の要綱改正に書面による協議も令和3年の4月1日から追加されるということですので、必要に応じて書面で協議するということが出来ると思いますので、事務局の方で柔軟に対応していただければと思います。

議長／事務局の方で次回の開催時期について、改めて検討していただければと思います。

事務局／一点確認させていただきたいのですが、これまで旅客の範囲の変更については軽微な変更ということで届出で済むという認識でしたが、法改正後は届出では済まなくなるということの理解でよろしいでしょうか。

関澤構成員／旅客の範囲を減らす場合については、今まで通り軽微な変更で構いませんが、旅客の範囲を拡大する場合は変更登録が必要となる改正です。

事務局／そうであれば、料金の改定等と同様に協議が必要になると思いますので、次回の協議会の開催については、事務局の体制も変わりますので、新しい担当課と相談しながら、考えていきたいと思っております。

齋藤構成員／運営協議会を開いてきた経験上、実施団体の方が協議会に参加するのは更新や登録のときだけなのでそれに該当しない団体はほとんどお見えにならない。先ほど話がありましたが、今回の制度改正について、利用者分類の細分化などは実施団体の活動や業務に関わる部分であるので、運営協議会で何か言うというレベルではないかもしれないですが、できれば実施団体に対して、こうなったというのを書面など何らかの形で周知徹底するようにお願いしたいです。

事務局／事務局でもこのたびの改正について実施団体の皆様にお伝えすることの重要性

は承知しておりますので、運輸支局と相談しながら機会を設けて行きたいと考えております。

## **6 閉 会**

午前10時55分に閉会